

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年6月30日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

磯子区丸山地区緊急下水道点検業務委託

2 履行場所

磯子区丸山一丁目18番地先

3 契約日

令和3年2月5日

4 履行日又は履行期間

令和3年3月31日まで

5 契約金額

¥2,310,000. - (うち 地方消費税等相当額 ¥210,000. -)

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 管清工業株式会社 神奈川営業所 所長 戸田 裕治
住 所 横浜市旭区川井本町66番

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該箇所は私道であり、たびたび道路陥没が発生しており、直下には流量の多い下水道幹線が敷設されている。この幹線は古くから布設されている下水道管であるため、幹線の老朽化が影響しているとは言い切れない状況であり、市民生活の安全確保を行う上で、直ちに調査を実施する必要があるため。

8 契約の相手方の選定理由

大口径下水道調査業務の豊富な施工経験を有しており、過去に同一路線での調査実績があり、当時の調査結果を踏まえた検証を行うことができるため。

9 所管課

環境創造局管路保全課